

令和7年度 小浜市内の道路交通騒音・振動調査結果の概要

1. 調査目的

「騒音規制法第18条および振動規制法第19条の規定に基づき、小浜市内の主要幹線交通を担う道路に面する地域において、騒音・振動レベルの測定を行うとともに、必要な評価を行うことで、市内の自動車交通による騒音および振動の状況を把握すること」を目的とする。

2. 騒音・振動レベルの状況

2-1. 令和7年度に実施した自動車騒音および道路交通振動測定結果は、表1のとおりである。

表1

調査路線名	測定地点	時間の区分	騒音測定結果	振動測定結果
			L _{Aeq} (dB)	L ₁₀ (dB)
一般国道27号線	伏原	昼間	69	39
		夜間	64	32
一般国道162号線	大手町	昼間	57	31
		夜間	49	< 30

☆ L_{Aeq}：等価騒音レベル、L₁₀：80%レンジ上端値。

(1) 騒音レベル測定結果について

一般国道27号線（伏原）及び一般国道162号線（大手町）の道路端における騒音レベルは、道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（昼間：70dB、夜間：65dB）を共に下回った。

また、両地点とも、幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例（昼間：75dB、夜間：70dB）を昼間・夜間共に下回った。

(2) 振動レベル測定結果について

振動レベル測定の結果、両地点とも、道路交通振動の要請限度：第2種区域（昼間：70dB、夜間：65dB）を昼間・夜間共に下回った。

2-2. 令和7年度に実施した自動車騒音の面的評価における結果は、表2のとおりである。
 なお、調査対象路線図を図1に示す。

表 2

調査路線名	測定地点	評価区間	騒音測定結果		評価対象住居等戸数 (戸)	環境基準超過戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
			L _{Aeq} (dB)				
一般国道 162 号線	③ 大手町	湯岡 ~ 大手町	昼間	57	129	0	100
			夜間	49		0	100
	③ *準用区間	大手町 ~ 北塩屋	昼間	—	374	0	100
			夜間	—		0	100
	③ *準用区間	北塩屋 ~ 阿納尻	昼間	—	242	0	100
			夜間	—		0	100
(全体)			昼間		745	0	100
			夜間			0	100

☆ [昼間] : 6時から22時までの間、[夜間] : 22時から翌日の午前6時までの間。



図 1. 調査対象路線図

(1) 面的評価による環境基準の達成状況

面的評価による環境基準の達成状況は表3のとおりである。

面的評価を実施した評価区間における道路沿道（道路端から50mの範囲）の住居等は、湯岡～大手町で129戸、大手町～北塩屋で374戸、北塩屋～阿納尻で242戸であった。環境基準で定める昼間（6：00～22：00）及び夜間（22：00～翌日6：00）それぞれの時間区分において環境基準を達成していた戸数は129/374/242戸であり、全ての区間で環境基準達成率は昼間・夜間共に100%であった。

表3

調査路線名	測定地点	昼間：環境基準達成率（%）			夜間：環境基準達成率		
		近接	非近接	全体	近接	非近接	全体
一般国道162号線 (湯岡～大手町)	③大手町	100	100	100	100	100	100
一般国道162号線 (大手町～北塩屋)	*③準用区間	100	100	100	100	100	100
一般国道162号線 (北塩屋～阿納尻)	*③準用区間	100	100	100	100	100	100

☆ 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下の道路にあつては15メートルまで、2車線を超える道路にあつては20メートルまでをいい、特例の基準が定められている。